

学校現場における
虐待防止に関する研修教材

文部科学省

令和2年1月23日

はじめに

厚生労働省の統計調査によると、平成30年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数（速報値）は、前年度より2万6,072件（19.5%）増の15万9,850件と過去最多となりました。

厚生労働省が統計を取り始めた平成2年度から28年連続で増加しているところですが、総数のうちの約1万件は学校等からの相談によるもので、学校関係者が虐待の発見・対応にあたり、重要な役割を果たしているところです。

しかし、極めて遺憾ながら、平成31年1月には、千葉県野田市において小学4年生の児童が両親による虐待の疑いにより亡くなりました。この事案では、教育委員会が児童の書いたアンケートの写しを父親に渡したことや、写しを父親に渡す際に児童相談所等の関係機関への相談をしなかった等、関係機関との連携が不足していたことなどについて、課題があったと考えられます。

このような課題を踏まえ、平成31年2月に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」、平成31年3月に同会議において「児童虐待防止対策の抜本的強化について」が決定され、令和元年6月には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されたところです。

文部科学省では、これを受け、児童虐待に係る情報の管理や学校・教育委員会と児童相談所、警察等との連携に関する新たなルールを定め、関係省庁と連名の通知を発出し、学校や教育委員会等の学校関係者が虐待が疑われる事案に迷いなく臨むことができるよう「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を5月に発出したところです。

本研修教材では、具体的な虐待対応のケースを取り上げ、必要な対応のポイントや関係法令を解説しております。また、研修の一環として虐待事案のロールプレイング例を説明していますので、学校等における虐待対応の実践的な研修に資する教材として、校長等管理職に向けた研修会などで、前述の「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」と併用しながら御活用ください。

文部科学省初等中等教育局

「学校現場における虐待防止に関する研修教材」の原稿案の執筆協力者
(50音順、職名は令和2年1月現在)

辻 新造 能勢町教育委員会 学校教育課長
野田 正人 立命館大学 産業社会学部 教授
山野 則子 大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 教授

目 次

1. 虐待対応のケース	1
a) 定期健康診断で幼児児童生徒に複数のあざを発見した際の対応	2
b) 要保護児童対策地域協議会から要保護児童等に関する対応協議があった際の 学校・教育委員会の対応	5
c) 虐待が疑われる保護者への対応	
① 要保護児童等や母親に関する情報開示請求があった場合の対応	8
② 要保護児童等との面会を拒否する保護者への対応	10
③ 要保護児童等の就学を拒否する保護者への対応	12
d) 幼児児童生徒が一時保護された際の対応	15
e) 一時保護解除後に復学する幼児児童生徒の見守りについて	18
f) 要保護児童等が転校する際の学校（送り出し、受け入れ）の対応	20
2. 虐待事案の学校対応ロールプレイング	22
【ケース1】威圧的な態度の保護者への対応	25
【ケース2】要保護児童等の個人情報保護の対応	27
3. 研修教材用語集	29

※本研修教材に記載している内容は、令和2年1月23日時点のものです。

1. 虐待対応のケース

※本事例は、架空のケースを想定したものです。

a) 定期健康診断で幼児児童生徒に複数のあざを発見した際の対応

ケースの概要

- ・公立の小学校。
- ・2年生男子児童、1年生時の年間欠席日数は20日間程度。
- ・連絡帳、学校行事などについては、主として母親が対応。
- ・健康診断時、複数のあざ、特に脇腹や肩などに内出血の痕があることを学校医が発見。本人に確認したところ、父親から怒られたときのものだと話した。

学校の対応

- ・発見者の学校医は、養護教諭を通じて、当該児童の担任教員と学年主任に情報提供。
- ・学年主任は、教頭に現状を報告。
- ・教頭は、従前から体制を整備していた「学校内の重大事案が起きた際の対応チーム」を招集。本事案を身体的虐待として対応することと、市の虐待対応担当課や児童相談所に通告することを決定。
- ・学校医の報告を記録した文書をもとに、教頭が市の虐待対応担当課、児童相談所に通告を行った。
- ・また、警察に対しても通報を行った。
- ・現在、児童相談所が一時保護したうえで、家庭訪問等により実態を調査中。

対応のポイント

- ・児童虐待防止法第6条には、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、速やかに通告する義務が定められています。
- ・守秘義務や個人情報保護の観点から、通告をためらうことがあるという声も聞かれますが、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に虐待に係る通告を行う場合は、守秘義務違反や個人情報保護条例等の違反にはあたらないと解されています。
- ・また、学校における児童虐待対応の組織的な体制の整備については、関係閣僚会議決定においても示されているところです。
- ・虐待対応は、幼児児童生徒の心身や命に危機が迫っている可能性が高く、一刻も早く対応することが要求されるため、通告はもとより、日頃から関係機関との連携や幼児児童生徒への対応の方針などを定め、必要な体制を整備しておくことが重要です。
- ・その上で、虐待を疑う事態が生じた際には、その情報を管理職などへ報告し、早期に市町村の虐待対応担当課や児童相談所に通告することが必要です。
- ・また、「明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合」には、警察への通報を行う必要があります。警察への通報に際しては、事案の概要のほか、幼児児童生徒の生命・身体に対する危険性、緊急性の状況、児童相談所等への通告の有無、対応状況を明確に伝達することが重要です。
- ・虐待を疑う根拠となる、本人など関係者の発言や経過の記録、写真やスケッチなどの作成、保管も必要です。

※関係法令や通知（該当箇所の抜粋）

【児童虐待の防止等に関する法律】

第五条

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第六条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

【児童福祉法】

第二十五条

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

【児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日 関係閣僚会議）】

《児童虐待防止のための総合対策》

4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進

- ・学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携
- ・協力を進めるため、校務分掌に児童虐待対応を位置付けるなど、組織的対応が可能となる体制の整備を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等の配置を促進する。

【学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省 令和元年5月9日）】

対応編 1 日頃の観察から通告まで

1. 通告までの流れ

(3) チームとしての早期対応

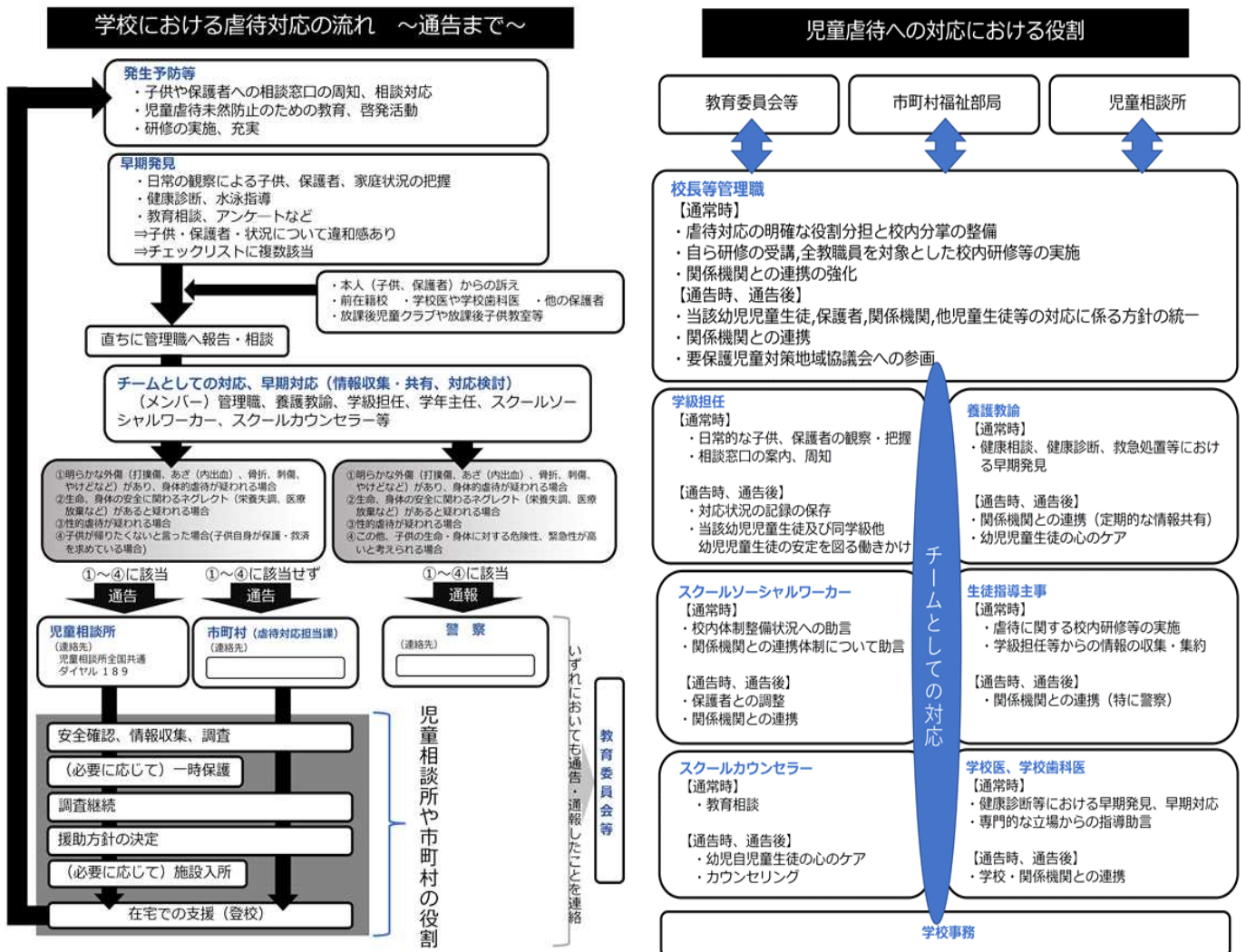
① チームとしての対応

通告先としての児童相談所、市町村（虐待対応担当課）のほか、当事者たる保護者に対応することなどがあり、管理職が前面に立った組織的対応、関係教職員によるチームとしての対応とすることが重要です。

また、虐待事案は、警察、医療機関など複数の関係機関と情報を共有しつつ連携して対応することや、専門の機関による判断や対応が必要な場面が多く、また、長期化するものも少なくありません。学校がそれらの専門機関と継続的に連携して対応するには、初期段階から管理職のリーダーシップのもと、組織として対応することが重要です。

管理職は個々の教員から虐待が疑われる事案についての報告を受けたら、速やかに学年主任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど可能な範囲で関係職員を集め、それぞれがもつ情報を収集し、事実関係を整理することが重要です。

この場合、必要に応じて学校医や学校歯科医に助言や協力を求めることも有用です。



（学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省 令和元年5月9日）より）

b) 要保護児童対策地域協議会から要保護児童等に関する対応協議があった際の学校・教育委員会の対応

ケースの概要

- ・ 公立の小学校。
- ・ 4年生男子児童、3年生時の年間欠席日数は30日程度。
- ・ 保護者は、学校行事やPTAなどの参加には消極的。
- ・ 児童本人の普段の学校生活には変わったところは見られない。
- ・ ある日、市の虐待対応担当課から教育委員会の義務教育課に、当該児童の虐待に関して、児童相談所に通告があった旨、連絡があった。
- ・ 市の虐待対応担当課から、要保護児童対策地域協議会（要対協）において個別ケース会議を開催するので、教育委員会と該当の学校も出席するよう求められた。
- ・ 同時に当該児童の学校の出席状況、普段の様子、保護者の様子について、情報提供を求められている。

学校・教育委員会の対応

- ・ 教育委員会義務教育課の虐待対応担当指導主事は、該当の学校に対して、市の虐待対応担当課から聞かれていることについての確認を依頼。
- ・ 同時に、学校内において虐待対応のチームを編成することを指示。
- ・ 要対協からは、学校生活の状況や変化についての情報提供が求められており、学校は編成した虐待対応チームにより、当該児童の情報を集約する作業に取り掛かった。
- ・ 要対協の個別ケース会議には、教育委員会義務教育課の虐待対応担当指導主事と当該学校の教頭及び担任、スクールソーシャルワーカー（SSW）が参加。
- ・ 教育委員会は、当該学校にSSWの派遣を決定。
- ・ 学校からSSWに対して、一時保護中の学校の対応と保護者との連絡の支援を指示。
- ・ 現在、当該児童は一時保護され、一時保護を委託された施設から通学を行っている。

対応のポイント

- ・ 児童虐待はいつ何時発生するかわかりません。普段の学校生活において早期発見できることが望ましいですが、必ずしも発見できるとは限りません。
- ・ 子供が直接、児童相談所に相談したり、近所からの通告があった場合には、児童相談所か市町村の虐待対応担当課が主担当機関となって、要対協を通じた関係機関の連携が求められます。特に学校においては、生活の状況や欠席状況、保護者の状況等についての情報の提供を要対協から求められることがあり、早急な対応が必要となってきます。
- ・ 虐待対応については、学校内で普段からチーム（※「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省 令和元年5月9日）」参照）を編成しておくことが重要です。また、必要な情報の集約を迅速に行うための準備も必要です。
- ・ そのためにも、普段の学校生活についてアンケートや、幼児児童生徒本人や友人からヒアリングするなど、幼児児童生徒の変化について把握することが重要となります。
- ・ なお、要対協において虐待ケースとして進行管理台帳に登録された幼児児童生徒については、定期的（月1回程度）に情報提供をする必要がありますが、理由の如何に関わらず、連続7日以上（休業日を除く）欠席した場合には、速やかに市町村や児童相談所に情報提供することが求められていますので注意が必要です。

※関係法令や通知（該当箇所の抜粋）

【児童福祉法】

第二十五条の二

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2項 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

第二十五条の五

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

【学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（平成31年2月28日 関係省庁通知）】

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であつて学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であつて学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。（以下略）

【学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省 令和元年5月9日）】

○基礎編

4. 教育委員会等設置者の役割

(1) 恒常的な取組

関係機関との連携の強化等のための体制整備

また、学校及び教育委員会等設置者は、要保護児童対策地域協議会（要対協）に参加するとともに、特に教育委員会等設置者は、教職員等に対して、学校及び教職員等に期待されている役割や関係機関等の役割の周知に努めるほか、スクールソーシャルワーカーを活用するなどにより、日頃から関係機関等との連携を推進すること。

○対応編 1 日頃の観察から通告まで

1. 通告までの流れ

(3) チームとしての早期対応

①チームとしての対応

通告先としての児童相談所、市町村（虐待対応担当課）のほか、当事者たる保護者に対応することなどがあり、管理職が前面に立った組織的対応、関係教職員によるチームとしての対応とすることが大事です。

また、虐待事案は、警察、医療機関など複数の関係機関と情報を共有しつつ連携して対応することや、専門の機関による判断や対応が必要な場面が多く、また、長期化するものも少なくありません。学校がそれらの専門機関と継続的に連携して対応するには、初期段階から管理職のリーダーシップのもと、組織として対応することが重要です。

管理職は個々の教員から虐待が疑われる事案についての報告を受けたら、速やかに学年主任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど可能な範囲で関係職員を集め、それぞれがもつ情報を収集し、事実関係を整理することが重要です。

この場合、必要に応じて学校医や学校歯科医に助言や協力を求めることも有用です。

○対応編 2 通告後の対応

2. 要保護児童等への対応

(2) 進行管理台帳に登録された幼児児童生徒の出欠状況等の情報提供

要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている幼児児童生徒や、児童相談所が必要と認める幼児児童生徒について、市町村や児童相談所からの求めに応じ、おおむね1か月に1回程度、対象となる幼児児童生徒の出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について書面にて情報提供することが必要です。（中略）

さらに、上記の対象となる幼児児童生徒が学校を欠席する旨やその理由について、保護者等から説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に情報提供することが必要です。

c) 虐待が疑われる保護者への対応

① 要保護児童等や母親に関する情報開示請求があった場合の対応

ケースの概要

- ・ 公立の小学校。
- ・ 4年生男子児童、3年生時に一時保護されている。
- ・ 母親もDVを受けており、現在離婚協議中。父親とは別居しており、転居先は父親には明かしていない。(必要な連絡は弁護士を通じて行っている。)
- ・ 最近、当該児童が通っている学校に、親戚を名乗るものから連絡があり、児童の様子や母親の状況についての問合せがあった。
- ・ 問合せの様子がおかしいと感じた職員が、個人情報なので答えられない旨を回答。
- ・ その場では問合せは収まったが、後日、父親から当該児童の情報に関する開示請求が、内容証明郵便で学校と教育委員会に届いた。

学校の対応

- ・ 学校は教育委員会に、本件を相談。教育委員会は、市の個人情報を取り扱う担当部署である総務部総務課に開示請求対応について相談するとともに、当該児童及び家庭状況について相談。
- ・ 市の総務部総務課は本件について、市の虐待対応担当課と顧問弁護士にも相談。
- ・ 市の虐待対応担当課は、要保護児童対策地域協議会（要対協）を通じ、関係機関と情報共有を行った。
- ・ 市の個人情報保護条例に照らせば開示情報案件となるが、当該児童の家庭状況等に鑑み、不開示とすることを決定し回答した。
- ・ 現在、父親から、不開示を不服とする申し立てが出されている。

対応のポイント

- ・ まずは、不審な問合せや情報開示請求があったことについて、市町村の虐待対応担当課は、要対協を通じ、速やかに関係機関と情報共有を行うことが大切です。
- ・ そのうえで、子供の安全を第一に考えることが必要です。本件は、過去に一時保護の経験があることから、児童相談所への係属歴があること、また、DVがあり被虐待児にあたることから、現在児童相談所や市が関与しているのか、その方針がどのようになっているのかについて確認と連携をしておくことが必要です。
- ・ 要保護児童や要支援児童等の事案については、学校や教育委員会が単独で判断する必要はなく、必ずその事案の主担当機関である児童相談所や市町村と協議することが必要です。
- ・ また、情報を開示することに伴い、子供の生命又は身体に支障が生じるおそれや、権利利益を侵害するおそれがないかどうか等を、個人情報の保護に関する法令に照らして検討し、該当する場合には所定の手続きに則って開示・不開示を検討する必要があります。
- ・ 本事例では、単なる情報開示の手続きだけではなく、当該児童を取り巻く環境を学校が適切に把握した上で、必要な情報を担当部課と共有し相談しています。
- ・ このような相談には専門家の知見が必要となってくるので、特に法律の専門家である弁護士やスクールロイヤーを活用することが重要です。

※関係法令や通知（該当箇所の抜粋）

【「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について
（平成31年2月8日 関係閣僚会議）】

2 新たなルールの設定

- 要保護児童等の情報の取扱いについて、以下の新たなルールを設定すること
 - ・ 保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること
 - ・ 子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。学校、教育委員会等において保護者から求めがあった場合、児童相談所等と連携しながら対応すること

【児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について（平成31年2月28日 関係省庁通知）】

1. 今回事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

(3) 保護者からの要求への対応について

学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

【学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省 令和元年5月9日）】

対応編3 子ども・保護者との関わり方、転校・進学時の対応

2 保護者への対応

(1) チームとしての対応

一連の過程の中で、保護者が学校に来校し、教職員に何らかの要求や相談をしてくる場合があります。

そのような場合にも、学校はチームとして対応することが不可欠です。保護者は、担任、養護教諭、校長、生徒指導担当など、それぞれに対して異なる態度を示すことも考えられます。したがって、チームで保護者の要求や相談の内容を共有しておくとともに、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）にも情報を共有しておくことが重要になります。

(2) 保護者からの問い合わせや要求に対して

子供を一時保護した時点で、児童相談所から保護者に対し、子供を一時保護している旨の連絡を入れることとなっていますが、保護者が学校等に押しかけて「学校が言い付けた」「先生を信じていたのに裏切られた」などと言ってくることも考えられます。そのような場合、「一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものではない」など、一時保護は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えることが重要です。（以下略）

c) 虐待が疑われる保護者への対応

② 要保護児童等との面会を拒否する保護者への対応

ケースの概要

- ・私立の中学校。
- ・1年生女子生徒、小学校6年生時に不登校経験あり。
- ・保護者から当該生徒がクラス内でいじめの被害を受けているとして、学校側は対応を求められていた。生徒は30日以上欠席しており、不登校事案となっている。
- ・アンケート等の調査からいじめの事実はなかったと結論が出たが、保護者は、「いじめは解決できておらず、担任教員の指導が不適切だ。」として、当該生徒との連絡や面会を拒否。これにより、学校は生徒の安否確認ができなくなった。
- ・保護者は学校側からの連絡を拒否している。

学校の対応

- ・学校は、当該生徒が居住する市の虐待対応担当課に「保護者が子供との面会を拒否しており、不登校の対応だけでなく、安否の確認ができない。」として相談。
- ・市の虐待対応担当課は、この相談を要保護児童の通告として受理し、要保護児童対策地域協議会（要対協）の進行管理台帳に登録。
- ・児童相談所や警察等は要対協を通じて情報を共有し、保護者を説得。学校は、当該生徒との面会が可能となり、安否確認と不登校への対応を行うことができた。

対応のポイント

- ・いじめか否かの判断は難しく、学校と保護者の対立が長引くこともありますが、それとは別に安否確認ができない場合には、要保護児童として市町村に通告することが必要です。
- ・また、学校が要対協の構成員となっているか否かを確認しておく必要があります。要対協の構成機関同士は個人情報保護法令による本人の同意などに縛られず、情報共有や協議をすることが可能となります。
- ・学校が当該要対協の構成員で無い場合も、児童福祉法第25条の3の規定により、要対協からの情報提供などの依頼があれば、それに応じることは法的には問題ありませんが、不安がある場合には、その根拠を依頼元に確認しましょう。
- ・学校が要対協に参画することは、虐待事案があった際の情報提供だけでなく、関係機関と連携した解決の一助となります。
- ・学校では知りえない家庭環境に係る情報や、虐待の実態について要対協から情報を得たり、学校のみでは対応が難しい事案について、関係機関の機能や権限により解決を図ったりすることができます。
- ・このような関係機関との有機的な連携を図るためには、常時連絡が行えるように相互に担当者を決め、日頃から連携しておく必要があります。

※関係法令や通知（該当箇所の抜粋）

【児童福祉法】

第二十五条の二

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2項 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

第二十五条の三

協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

【児童虐待の防止等に関する法律】

第十三条の四

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに（中略）児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省 令和元年5月9日）】

基礎編

4. 教育委員会等設置者の役割

(1) 恒常的な取組

関係機関との連携の強化等のための体制整備

また、学校及び教育委員会等設置者は、要保護児童対策地域協議会（要対協）に参加するとともに、特に教育委員会等設置者は、教職員等に対して、学校及び教職員等に期待されている役割や関係機関等の役割の周知に努めるほか、スクールソーシャルワーカーを活用するなどにより、日頃から関係機関等との連携を推進すること。

c) 虐待が疑われる保護者への対応

③ 要保護児童等の就学を拒否する保護者への対応

ケースの概要

- ・ 公立の小学校。
- ・ 2年生男子児童、1年生時に一時保護されている。
- ・ 父親と母親の両方から虐待を受けたことがあり、児童相談所の定期的な訪問を受けており、要保護児童対策地域協議会（要対協）の管理ケースである。保護者は、通告の際の学校の対応にも不満を持っており、度々、学校に来訪し、抗議を行うことがある。
- ・ ある日、授業時間中に母親が学校を訪れ、一時保護された過去の事柄に抗議した後に、当該児童を休み時間中に呼び出し、そのまま児童を連れて下校。
- ・ 次の日、学校に母親から、学校の対応に不満があるため、当該児童を登校させない旨の連絡があった。
- ・ 担任教員と生徒指導主事の2名で連絡があった日から1週間、毎日、家庭訪問し、当該児童を登校させるように説得するが、児童への面会を拒否されるため、児童の安否が確認できていない。

学校・教育委員会の対応

- ・ 学校は、母親から当該児童を登校させない旨の連絡があった際、直ちに教育委員会に相談。
- ・ 教育委員会は、学校からの連絡があった際、直ちに要対協に連絡。
- ・ 学校は、当該児童が7日以上（休業日を除く）欠席していることから、速やかに市の虐待対応担当課に情報提供。
- ・ 教育委員会は、連絡があった日から7日後（休業日を除く）に、保護者に対し学校の出席の督促状を送付するとともに、事情を聴取する努力を行った。
- ・ 今後、督促状の送付日以降に児童相談所や警察等の関係機関と連携し、訪問等による安否確認を行う予定。

対応のポイント

- ・ 時に、学校に不満を持つ保護者が、児童生徒を意図的に通学させないという事案が発生することがあります。
- ・ 保護者に正当な事由がないと認められる場合は、就学義務違反に当たるため、学校長は教育委員会へ通知し、教育委員会は出席の督促等の適切な対応を行う必要があります。
- ・ 児童相談所は、立入調査、強制的な臨検捜索の申出など、安否確認を行う強い権限を有しており、また保護者の同意が無くても一時保護を行うことができます。
- ・ 保護者が幼児児童生徒の一切の面会を拒む場合、学校や教育委員会は当該幼児児童生徒の安否確認ができません。場合によっては虐待が発生していることも考えられるため、学校のみで対応せず、関係機関と連携して、安否確認を行うことが重要となります。その意味でも、早急に関係機関との連携が求められます。

※関係法令や通知（該当箇所の抜粋）

【学校教育法】

第十六条

保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第十七条

保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり(それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり)までとする。

- ② 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。
- ③ 前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

【学校教育法施行令】

第二十条

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き七日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第二十一条

市町村の教育委員会は、前条の通知を受けたときその他当該市町村に住所を有する学齢児童又は学齢生徒の保護者が法第十七条第一項又は第二項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該学齢児童又は学齢生徒の出席を督促しなければならない。

【学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（平成31年2月28日 関係省庁通知）】

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっ

ても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。（以下略）

【連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）（平成27年3月31日）】
・別添「児童生徒の「被害のおそれ」に対する学校における早期対応について【指針】（平成27年3月31日）」

（連続欠席等により「被害のおそれ」が生じたときの早期対応）

- 病気やけがなどの正当な事由がなく児童生徒が連続して欠席している場合、担任教諭・養護教諭等がチェックをした上で、3日を目安に校長等へ報告を行うこととする。
また、正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況の確認ができていない場合は、学校は設置者へ報告を行うこととする。
いずれの段階にあっても、担任や養護教諭等は、原則として対面で児童生徒本人と会い、状況を確認する必要がある。
- ここに示している日数は目安であり、事案によってはこの日数が経過するのを待つことなく、速やかに設置者に報告することが必要である。
- また、出席していたとしても、学校外の集団（成人を構成員とするものを含む。）との関わりの中で、児童生徒に危険が及ぶおそれがある場合についても、学校は設置者へ報告を行うものとする。
- なお、いずれの段階にあっても、事件性が疑われる場合には直ちに警察に相談・通報する必要があり、児童虐待が疑われる場合には直ちに市町村・児童相談所等へ相談・通告する必要がある。

d) 幼児児童生徒が一時保護された際の対応

ケースの概要

- ・ 公立の小学校。
- ・ 5年生女子児童、3年生時に当該学校に転校。
- ・ 健康診断や水泳授業時の様子から虐待の恐れがあると学校が判断。
- ・ 町の虐待対応担当課に児童虐待の通告、あわせて児童相談所にも通告。
- ・ 児童相談所の判断で一時保護を実施。その際、児童相談所に一時保護されたことについて、児童相談所から保護者に通知。（児童虐待の通告元が誰かは伝えていない。）
- ・ 翌日、通告元が学校であると疑った父親が学校に来訪し、「誰が通告したのか。」「誰の権限でこのようなことになっているのか。」「責任者の処分を教育委員会に伝えろ。」など、威圧的な態度による抗議が続いた。

学校の対応

- ・ 父親の抗議に対し、学校は、「一時保護したのは児童相談所の判断である。」「通告元は明かせないことが法律で定められている。」と説明。
- ・ その後も父親から「学校が通告していない証拠を持ってこい。」「今回の件で、責任を迫及してやる。覚悟しろ。」などの抗議があったが、一貫して学校の対応は変わらないことを丁寧に説明した。
- ・ 説明は、校長、教頭、学年主任が同席するなど複数人で組織的に行った。次の日も父親が抗議のため学校に訪れたが、その際には教育委員会から派遣されたスクールソーシャルワーカーも同席し、対応した。
- ・ 学校は教育委員会に相談のうえ、町の虐待対応担当課と児童相談所に、父親からの抗議の状況について連絡し、情報を共有した。
- ・ 児童相談所は、警察と連携して父親への対応を行ったため、学校への抗議は一応の沈静化が図られている。

対応のポイント

- ・ 保護者からの一時保護に関する情報や責任の所在に関する問合せに対して、学校は、一時保護が都道府県や児童相談所の権限と責任で行われたものであることを明確に伝えることが重要です。
- ・ また、学校や教職員は、通告したこと、市町村の虐待対応担当課や児童相談所との連絡内容、要保護児童対策地域協議会（要対協）での協議内容などを保護者に漏らしてはいけないことになっています。
- ・ 一時保護は、児童相談所による行政処分なので、学校は保護者に対し、児童相談所から説明を受けるよう促すことが適当です。
- ・ いずれにしても、このような一時保護に関する威圧的な抗議があった際には、児童相談所との連携が不可欠であることに加え、学校はチームで対応することが重要であり、その対応方針についてもあらかじめ定めておき、一貫した態度を貫くことが必要です。
- ・ ただし、学校ができる対応にも限界はありますので、過度な要求に対しては関係機関と連携を図り、必要な措置を任せることも重要です。
- ・ 虐待のおそれのある家庭は、転居を繰り返すこともあることから、それぞれの地域に必要な情報を確実に引き継ぐことが重要であり、対応の記録を整理しておくことが必要です。
- ・ また、要対協の管理ケースの場合は、主担当機関の引継ぎがなされていることを確認することも必要です。

Q 一時保護された幼児児童生徒の帰宅を心配した保護者から学校に問合せがあった場合は？

対応のポイント

- 基本的な対応は、前述（P. 15 d）幼児児童生徒が一時保護された際の対応）のとおりとなりますが、幼児児童生徒が帰宅しないことを心配した保護者からの問合せには、最初に学校の職員が対応せざるを得ない場合があります。その際、幼児児童生徒が一時保護されたことが分かれば、一時保護の理由や通告元について質問してくることが予想されます。
- このような状況下では、学校は「一時保護したのは児童相談所の判断である。」「通告元は明かせないことが法律で定められている。」として、詳しいことは一時保護した児童相談所等に聞くように促すことが重要です。

Q 一時保護中の幼児児童生徒の持ち物を引き取りたい、と保護者から学校に相談があった場合は？

対応のポイント

- そもそも、一時保護は親権者の親権を一時的に制限し、都道府県知事の責任下に置く行政処分です。そのため、保護者の意向であっても、児童相談所の判断を考慮することが必要です。また、一時保護中の幼児児童生徒の持ち物の取扱いについても、児童福祉法に基づいて子供の安全や安心を最優先に考えなければなりません。
- 児童相談所は一時保護中、子供の福祉のために監護、教育などについて必要な措置をとることと規定されており、児童相談所との連携は不可欠です。
- 例えば、子供の安全を確保するため、学校に通学・通園させずに児童相談所の一時保護所等で保護し、一時保護所内で学習を行わせることがありますので、教科書など、一時保護中に必要なものを子供に所持させる判断もあり得ると考えられます。
- また、子供のノートや作文・作品などに子供が通告の情報元であることが分かってしまうような情報が含まれている可能性があるため、法に基づいて、情報元を伝えないという観点から保護者に返却してはいけません。
- 持ち物の取扱いについても、児童相談所とよく連携して判断することが重要であり、その都度取扱いを相談することが必要です。

※関係法令や通知（該当箇所の抜粋）

【「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について（平成31年2月8日 関係閣僚会議）】

2 新たなルールの設定

- 要保護児童等の情報の取扱いについて、以下の新たなルールを設定すること
 - ・ 保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること
 - ・ 子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。学校、教育委員会等において保護者から求めがあった場合、児童相談所等と連携しながら対応すること
- 児童相談所、学校、警察等の連携について、以下の新たなルールを設定すること
 - ・ 学校、教育委員会等による虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校、教育委員会等は児童相談所や警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応すること

【学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省 令和元年5月9日）】

対応編3 子ども・保護者との関わり方、転校・進学時の対応

2 保護者への対応

（1）チームとしての対応

一連の過程の中で、保護者が学校に来校し、教職員に何らかの要求や相談をしていくことがあります。

そのような場合にも、学校はチームとして対応することが不可欠です。保護者は、担任、養護教諭、校長、生徒指導担当など、それぞれに対して異なる態度を示すことも考えられます。したがって、チームで保護者の要求や相談の内容を共有しておくとともに、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）にも情報を共有しておくことが重要になります。

（2）保護者からの問い合わせや要求に対して

子供を一時保護した時点で、児童相談所から保護者に対し、子供を一時保護している旨の連絡を入れることとなっていますが、保護者が学校等に押しかけて「学校が言い付けた」「先生を信じていたのに裏切られた」などと言ってくることも考えられます。そのような場合、「一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものではない」など、一時保護は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えることが重要です。（以下略）

e) 一時保護解除後に復学する幼児児童生徒の見守りについて

ケースの概要

- ・ 公立の小学校。
- ・ 3年生女子児童。
- ・ 父親から虐待を受けていると本人が担任教員に話したため、学校は児童相談所に通告し、あわせて教育委員会に連絡した。
- ・ 児童相談所の判断で一時保護を実施。
- ・ その間、父親に対し、児童相談所による虐待の状況の確認と、虐待の改善に向けた指導支援の検討がなされ、訪問や面接により確認と指導支援を実施。
- ・ 児童相談所は市と協働し、復帰後の支援について、要保護児童対策地域協議会（要対協）の管理ケースとして対応することとした。
- ・ 児童相談所による児童の家庭復帰の適否判断の結果、父親に一定の改善が見受けられ、児童の安全が確保できることが見込まれたため、一定期間の児童相談所との面接を続けることを条件に児童の家庭復帰が認められた。

学校・教育委員会の対応

- ・ 一時保護期間中の一時保護所における当該児童の学習については、児童相談所の要請に基づき、学校支援を行っている退職教員を派遣し、学習支援を実施。
- ・ その後、当該児童は家庭復帰し、元の学校に通学している。
- ・ 学校に復帰した当該児童に対して、教育委員会と学校は、当該学校の担任教員、養護教諭とスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）を中心とした復帰支援のための「見守りチーム」を結成。
- ・ 「見守りチーム」では、SCより、学校生活における経過観察と円滑な学校復帰のためのカウンセリングを実施。
- ・ SSWより、家庭外に居場所や駆け込むところができるように、地域の居場所など資源を活用した支援を実施。
- ・ 教育委員会と学校は、要対協に対して定期的に欠席状況、カウンセリング時の発言などの情報の提供を行い、児童相談所からは保護者の様子などの情報が共有されている。

対応のポイント

- ・ 虐待を受けた子供について、安全を確保するため学校に通学・通園させずに児童相談所の一時保護所等に一時保護する場合があります。
- ・ 一時保護中でも学校・教育委員会は、児童の学習支援のための連携や、学校に復帰する際の支援など必要な体制を構築する必要があるため、児童相談所と協議が必要です。
- ・ 一時保護された子供は、普段の環境の変化や虐待によるショック・不安などで心細くなったり、大人への不信感を持ったりすることがあるため、特に学校に復帰した際には、きめ細かな対応を図ることが重要です。
- ・ なお、要対協において虐待ケースとして進行管理台帳に登録された幼児児童生徒については、定期的（月1回程度）に情報提供をする必要がありますが、理由の如何に関わらず、連続7日以上（休業日を除く）欠席した場合には、速やかに市町村や児童相談所に情報提供することが求められていますので注意が必要です。

【児童虐待の防止等に関する法律】

第八条

市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第三十三第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当なものに委託して、当該一時保護を行わせること。

（略）

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

【学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省 令和元年5月9日）】

対応編 2 通告後の対応

2. 要保護児童等への対応

(2) 進行管理台帳に登録された幼児児童生徒の出欠状況等の情報提供

要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている幼児児童生徒や、児童相談所が必要と認める幼児児童生徒について、市町村や児童相談所からの求めに応じ、おおむね1か月に1回程度、対象となる幼児児童生徒の出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について書面にて情報提供することが必要です。（中略）

さらに、上記の対象となる幼児児童生徒が学校を欠席する旨やその理由について、保護者等から説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に情報提供することが必要です。

f) 要保護児童等が転校する際の学校（送り出し、受け入れ）の対応

ケースの概要

- ・ 公立の小学校。
- ・ 4年生女子児童。両親は数年前に離婚し、母親と二人で生活している。
- ・ 4年生の1学期末にD県からC県に母親と当該児童の二人で転居してきた。D県在住中に児童は母親から虐待を受けており、1年生時に一時保護され、その後、要保護児童対策地域協議会（要対協）の管理ケースであった。
- ・ このような中、転居先のC県においても、母親による虐待が発生し、当該児童は重傷を負って入院するなど重篤な事案となってしまった。

学校・教育委員会の対応

- ・ 転校元のD県A小学校では、指導要録等の転校に必要な引継ぎ資料とは別に、虐待に関する記録の資料を作成し、転校先のC県B小学校に郵送で引継ぎを行った。
- ・ 転校元の教育委員会は、その地域の要対協に転校に係る情報の共有を怠ったため、転校先のC県の児童相談所や市が虐待の情報を把握するのに日数がかかってしまった。
- ・ そのような中、転校先のC県B小学校では、郵送されてきた虐待に関する記録の資料を担当教員が確認したのみで、学校全体での共有は図られなかった。
- ・ 学校は、事案発生から数日後、地域の要対協から教育委員会経由で伝えられて初めて当該児童が虐待により重傷を負って入院した事実を把握した。

対応のポイント

- ・ この事例では、要対協同士の引継ぎの課題に加えて、転校元と転校先のそれぞれに課題があります。
- ・ まず、転校元のD県A小学校では、虐待に関する記録を作成した上で引継ぎを行っていますが、教育委員会は、要対協の進行管理台帳に登録されている児童が転校するにもかかわらず、必要な情報を要対協と共有していません。
- ・ 虐待のおそれのある家庭は、転居を繰り返すこともあることから、それぞれの地域で必要な情報を確実に引き継ぐことが重要であり、特に要対協の管理ケースの場合は、主担当機関の引継ぎがなされていることを確認することも必要です。
- ・ また、転校先のC県B小学校においても、せっかく引き継がれた虐待に関する記録が一部の教員のみで保持されたため、学校がチームとして虐待対応を行うことがままならなくなっています。
- ・ 虐待など要対協の対象とされる幼児児童生徒の情報は、一部の教職員のみで取り扱うことなく、学校内で共有し、また、福祉の主担当機関や要対協など関係機関との連携を速やかに行うことが重要です。

※関係法令や通知（該当箇所の抜粋）

【児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日 関係閣僚会議）】

《児童虐待防止のための総合対策》

3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

○児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法について、転居先の市町村の要保護児童対策地域協議会においても引き続き支援を行うことや、必要に応じて児童相談所も同席の上、引継ぎを行うことについて、速やかに周知徹底する。

【学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省 令和元年5月9日）】

対応編3 子ども・保護者との関わり方、転校・進学時の対応

3 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ

虐待に至るおそれのある家庭の特徴として、転居を繰り返す家庭があることが、様々な実態調査や事例検証から明らかになっています。

また、転居をしなくても、現在の学校の対応への不満などから、保護者から区域外就学や域内での就学校の指定変更の申立てがなされる場合も考えられます。この点、教育委員会においては、要保護児童対策地域協議会に台帳登録されている要保護児童の保護者から転校の申し出や相談があった場合、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に情報を共有することが必要です。その上で、必要に応じて対応を相談することが望まれます。（以下略）

2. 虐待事案の学校対応ロールプレイング

1. 虐待事案の対応をロールプレイングで研修することについて

- ・ロールプレイングとは役割を演じることで、実際に起こり得る状況をシミュレーションし、対応の課題を発見することや、対応に慣れることを目的とした研修の一つの方法です。
- ・この研修方法は、民間企業における営業や接客方法を学ぶ際に多く使われていますが、教育現場においても、他者とのコミュニケーションを図る方法を学ぶという点では、特に虐待事案の対応という、特別な場面を体験するという点で効果のある研修方法であると考えられます。
- ・ロールプレイングはその人の気持ちになりきることが大事です。やらせではなく、その人の気持ちになることです。急に子供がいなくなった家庭の親を想像することも重要で、その場で自分が担った役割としてどう感じたかが大事です。Here and nowでその場で感じたことを共有してください。
- ・ロールプレイングによる研修は、ケース型や問題解決型、グループによるものなど、様々な方法がありますが、ここでは、虐待事案対応の特定の場面について、学校の教職員と保護者の役割を演じるケース型の研修方法を御紹介します。なお、ここで設定している場面は、「1. 虐待対応のケース」を参考に架空のケースを想定したものです。

2. ロールプレイングの研修方法について

- ・ロールプレイング研修は役割を演じる研修方法ですので、最初に役割を演じる人物を決定します。その際、対応を迫られる教職員の役割には、対応の練習や課題を考える必要のある経験の少ない教職員を割り振り、対応を迫る保護者の役割には、アドリブなど機転の利く対応や課題を考えさせることができるような発言のできる、比較的経験のある教職員を選ぶことも一つの方法です。
- ・また、ロールプレイングでは、役割を演じている途中や最後に、演者以外の第三者にオブザーバーとして意見や評価をしてもらうことも重要です。
- ・オブザーバーとして意見や評価を行う際には、最初に評価の観点を決め、そのポイントに沿って指摘をすることが必要です。その際には評価シートなどを用意し、評価のポイントを記載していくなどして行ってください。

例：評価シート

虐待対応ロールプレイング 評価シート		
○全体的な評価のポイント <input type="checkbox"/> 必要な説明を行っているか。 <input type="checkbox"/> 一貫した説明となっているか。 <input type="checkbox"/> 丁寧な対応となっているか。 <input type="checkbox"/> 相手の気持ちを理解しようとしているか。		
序 盤	中 盤	結 果
<input type="checkbox"/> 挨拶、自己紹介 <input type="checkbox"/> 今回の話合いのポイントの 事前説明	<input type="checkbox"/> 相手の質問に答えて いるか <input type="checkbox"/> 一方的な説明となっ ていないか <input type="checkbox"/> 感情的な対応となっ ていないか	<input type="checkbox"/> 話合いの合意はできたか <input type="checkbox"/> お互いの立場を理解できたか

- ・ロールプレイングが終了した際には、全体的な評価をオブザーバーだけでなく、その場に参加している教職員全員で議論や評価を行うことも効果的です。評価を行う際には、批判的な意見だけでなく、演者の良いポイントをほめることや、提案を行うなどの前向きな雰囲気となるように留意しましょう。

【ケース1】威圧的な態度の保護者への対応

○所要時間（目安）：30分

（事例把握：10分、ロールプレイング：10分、評価・講評：10分）

○場面と設定

- ・ここでは、児童相談所に一時保護されている児童の保護者が学校に来て、一時保護された原因は学校にあるのではないかと主張しますので、教頭と担任教員がその対応にあたる場面を設定します。
- ・場所は学校内の面談室です。
- ・登場人物は、学校の教頭、担任教員、保護者の3名です。
- ・保護者は、明らかに虐待の証拠があるにもかかわらず、児童に対して虐待を行っていることを認めません。さらに児童相談所に通告したのは学校であると思っています。そのため、発言が威圧的になることがあり、激高することもあります。
- ・学校の教頭と担任教員の対応は、必ずしも同一のものである必要はありません。虐待対応に係る保護者対応については、事前準備で統一した方向性を検討することが重要ですが、ここでは、教頭と担任教員の対応の違いを表すのも一つの方法です。
※例えば、教頭は保護者に同情的な発言が多いが、担任教員は虐待対応の原則に沿った対応をするなど。

○目的・留意点

- ・このロールプレイングの目的は、いかに保護者に一時保護は児童相談所の判断であり、通告やその経緯については明かせないかを説明し、納得いただくことです。
- ・ここで注意したいことは、保護者役は、学校の説明や説得に対して頑として理解を示さなかったり、話を一切聞かなかったりといった対応では、ロールプレイングの意味がなくなってしまうので、相応のやり取りを行うことを心がけて下さい。

○オブザーバーの注意点

- ・目的にもあるとおり、保護者に対する説明と共感を得られるかがポイントです。学校側の演者が、①一時保護の判断は児童相談所が行ったものであることを丁寧に説明しているか、②通告元は明かせないことを理解できるように説明しているか、といった点を中心に適切に評価してください。

○ロールプレイング（事例）

- ・ここでは、前述のロールプレイングを実施する際の応答で、特に保護者側の発言例を示します。前述の「目的・留意点」「オブザーバーの注意点」に留意しながら、実際にロールプレイングを実施する際の参考としてください。

.....

保護者：「昨日うちの子が児童相談所に連れていかれた。
俺は何もしていないのに、虐待を疑われたんだぞ。
お前らにこの気持ちがわかるか。」

教 頭：「 — 応答 — 」

保護者：「児童相談所が俺に面会すると言っている。なぜ俺だけが疑われているんだ！
おまえらも同罪だろうが！
うちの子のけがは、俺のせいじゃない。
学校でできたけがだ。」

担 任：「 — 応答 — 」

保護者：「学校ではけがをしていないなんて、誰が分かるんだ！
うちの子は少しやんちゃだから、学校でしょっちゅうけがをするんだ。
子どもがけがをしてもほっとく学校が悪いんじゃないのか。」

教 頭：「 — 応答 — 」

保護者：「じゃあ、誰があの子のけがをさせたっていうんだよ。
誰も分からないだろうが！」

担 任：「 — 応答 — 」

保護者：「わかった。じゃあ、児童相談所の面会にはお前らも一緒にきてくれ。
誰のせいかわかるか、はっきりさせようじゃないか。」

教 頭：「 — 応答 — 」

保護者：「ふん。これからも学校に寄せさせてもらうからな。
誰が悪いのかははっきりさせようじゃないか。」

（了）

【ケース2】要保護児童等の個人情報保護の対応

○所要時間（目安）：30分

（事例把握：10分、ロールプレイング：10分、評価・講評：10分）

○場面と設定

- ・ここでは、過去に一時保護された児童（現在は親戚家庭に預けられている。）について、虐待が発見された経緯や発見者、児童相談所への通告を行った者は誰なのか等、保護者が質問してきます。
- ・場所は学校内の面談室です。登場人物は学校の教頭、担任教員、保護者の3名です。
- ・保護者は比較的冷静な態度ですが、個人情報保護条例による開示請求や学校の情報保持についての責任論を振りかざし、この場で情報を提供するように迫ってきます。
- ・このケースのロールプレイングは、教育委員会を舞台として教育委員会の職員間での研修として行っても効果があると考えられます。

○目的・留意点

- ・このロールプレイングの目的は、法的な根拠の説明や法に基づく対応を早急に求められた場合（この場での資料の提示など）、その要求は、この場ですぐには回答できないことを説明し、納得いただくことです。
- ・ここで注意したいことは、保護者役との会話において、法の解釈の議論や責任についての水掛け論に陥らないようにすることです。また、ケース1と同じく、学校の説明や説得に対して頑として理解を示さなかったり、話を一切聞かなかったりといった対応では、ロールプレイングの意味がなくなってしまうので、相応のやり取りを行うことを心がけて下さい。

○オブザーバーの注意点

- ・学校や教育委員会は行政機関の一つとして、実施した業務について法的な根拠を求められた場合、回答する必要がありますが、それが、幼児児童生徒の生命又は身体に支障が生じるおそれや、権利利益を侵害するおそれがないかどうか等を、関係する法令に照らして検討し、場合によっては、関係機関と協議するため、回答することについて保留することを伝えることもあります。
- ・そのことを、回答の引き延ばしと思われないように、関係機関と協議することや、場合によっては、回答できないことを明確に伝えることができているかについて、適切に評価して下さい。

○ロールプレイング（事例）

- ・ここでは、前述のロールプレイングを実施する際の応答で、特に保護者側の発言例を示します。前述の「目的・留意点」「オブザーバーの注意点」に留意しながら、実際にロールプレイングを実施する際の参考としてください。

.....

保護者：「児童相談所に通告したのは誰か知りたい。
虐待の証拠はどこにあるのか？」

教 頭：「 — 応答 — 」

保護者：「そんなこと聞いているのではない。
学校が児童相談所に通告したのは、何故だと聞いている。」

教 頭：「 — 応答 — 」

保護者：「判断したのが児童相談所でも、誰かがいい加減な証拠で言いがかりをつけているのは明らかだ。
誰が、何の証拠で通告したんだと聞いている。」

教 頭：「 — 応答 — 」

保護者：「学校に責任が無いと言いたいのか。
児童相談所でも確認する。今、説明したほうが早いと思うが。」

教 頭：「 — 応答 — 」

保護者：「市の個人情報保護条例では、本人に関する情報の開示請求はできるはず。
個人の家庭のことをなんで学校が隠ぺいできるんだ？
開示請求したら情報を出さなければならないんだから、今、説明したほうが手っ取り早いのではないか。」

教 頭：「 — 応答 — 」

保護者：「納得ができない。今日はこの辺で終わるが、まだ聞きたいことは山ほどある。誠実に対応してもらいたい。」

（了）

3. 研修教材用語集

児童虐待

児童虐待の定義は児童虐待防止法第2条に定められており、保護者（児童を監護をする者）による、以下の行為をいう。

- 1 身体的虐待：「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」。生じるおそれのある暴行、つまりまだ外傷のないものを含むので、けがの有無とは無関係に、暴行の可能性の有無で判断する。
- 2 性的虐待：「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」。子供を児童ポルノの被写体にするなども含む。
- 3 ネグレクト：「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」。
きょうだいからの暴力を止めないとか、自宅に子供だけを残して外出することなども該当する可能性が高い。
- 4 心理的虐待：「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」。
家庭にDVがある場合が例示されており、その他子供の心の傷になるものが含まれる。

以上の虐待を疑った時点で、速やかな通告の義務が生じる。

要保護児童

「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」と定められ、虐待を受けた子供に限らず、不良行為や触法少年などの非行児童も含まれる。要保護児童を発見した場合には、市町村や児童相談所などに通告することが義務とされている。

要支援児童・特定妊婦

児童虐待や非行については未然防止が大切であることから、極力早い段階で気づき対応できるよう制定された枠組みである。

要支援児童は、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」とされ、保護者の子育てに不安があり、支援が必要と思われる児童で、要保護児童の段階に至っていない児童である。

特定妊婦は、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とされ、子供が生まれる時点で、すでにリスクが想定されるので、妊娠中から支援や配慮が必要と思われる妊婦。例えば、児童生徒が妊娠した場合（若年妊娠）や、きょうだいがすでに要保護児童や要支援児童となっている家庭などで母親が妊娠している場合などが該当する可能性が高く、母子健康手帳の交付や妊婦健診を受けていない場合も多いため、自校の児童生徒であるかどうかに関わらず、以下の情報提供を行うことが求められる。

【児童福祉法】

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在

地の市町村に提供するよう努めなければならない。

- ② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

要保護児童対策地域協議会（要対協）

市町村など地方公共団体が、要保護児童などへの適切な支援を行うため、関係機関と適切安全に情報交換や協議を行うため設けられた協議会。児童福祉法第25条の2に根拠があるため、法定協議会と呼ぶ地域もあり、構成員は公示され、要対協内で得られた情報については厳格な守秘義務が課せられ、違反した場合の罰則もある。児童や保護者の同意がなくても、家族の個人情報などを扱うことができる点に特徴がある。そのため、要対協で扱うことのできる事例は、非行や児童虐待を含む要保護児童、要支援児童、特定妊婦に分類されている。

要対協には調整機関が指定され、要対協の運営やケースの進行管理に責任をもつことになる。学校や教育委員会の多くが地元市町村の要対協の構成員であるが、高等学校や私立学校などは構成員でない場合もあるため、日常から構成員であるかどうかについて確認しておく必要がある。

要対協の進行管理台帳

要対協の管理ケースは、要保護児童、要支援児童、特定妊婦のいずれかであるが、これらの管理ケースは、要対協の調整機関において一元的に管理され、その進行状況が把握される。その基本となる台帳を進行管理台帳と呼ぶが、定型の形式はなく、各要対協が適切な記載事項を整備している。また近年は電子ファイルとして保管し、必要な時に印刷する例も増えている。

要対協には、管理ケースの定期的な進行管理が求められ、また学校などの在籍機関との定期的な情報交換、状況の変化等についてのフォローも重要で、学校は虐待事例の児童が連続して7日以上（休業日を除く）欠席した場合は、要対協に情報提供することが求められている。

一時保護

児童の最善の利益を保障するため、要保護児童などについて、その安全の迅速な確保や適切な保護と、児童の心身の状況や置かれている環境などの状況把握のために、児童相談所と都道府県のみが実施できる措置である。一時保護の場所は、児童相談所に付置される一時保護所のほかに、医療が必要な場合は病院に入院させることもあり、その他適切な場所を選定して実施される。期間は原則2か月で延長も可能であるが、児童本人や保護者の同意を必要としないことが特徴である。

一時保護の判断権限は主として児童相談所長にあるので、学校などは一時保護が必要と考えた場合は、児童相談所が適切に判断できるよう、タイミングを逃さず、適切な情報を児童相談所に伝えることが必要である。

要保護児童等についての市町村と児童相談所の役割

長く要保護児童などへの対応は、主として児童相談所が行ってきたが、平成17年以降は、市町村と児童相談所とが連携することとされた。近年は市町村も基礎自治体として子育て支援など丁寧で息の長い支援を行い、虐待対応担当窓口や要対協の調整機関には児童福祉司に相当する専門職を置くことも求められるようになってきている。一方で、児童相談所はより専門性の高いケースを担当することとされ、一時保護や施設入所措置、家庭への立入調

査などは、市町村には権限がなく、児童相談所が実施することになる。そのため、通告後は市町村と児童相談所との判断で相互にケースを送致し、主担当を入れ替えることができることとされた。

児童虐待の通告も、市町村または児童相談所に行くことが義務とされており、いずれにするかは通告者の判断に任されている。そのため学校や教育委員会は、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和元年5月9日）」などを参考に通告先を選定し、または双方への通告を速やかに行うことが求められる。

なお、要支援児童と特定妊婦については、市町村への情報提供がもとめられるが、この場合には児童相談所は窓口とされていない。

児童虐待の通告と通告元の秘匿

児童虐待防止法により、学校と教職員には、虐待の早期発見の努力義務、児童相談所や要対協などへの協力、子供や保護者への虐待予防の啓発などが求められる（第5条関係）。また重要な事項として、虐待を疑った場合は、その段階で速やかに通告することが義務とされている（第6条）。疑った場合に速やかに通告を求めているのは、通告前に子供への確認や保護者への警告をしたことが、むしろ不適切な対応とされた事例が少なくないため規定されたものであり、通告にはタイミングが大切ともいわれる。

なお、通告により保護者などとの対立や子供を登校させないなど事態の悪化も心配されることから、通告受理機関には、通告者を特定させるものを漏らしてはならないとの規定が置かれている。この特定させるものには、通告がいつなされたかなど、通告者を想定できる情報も含まれるとされる（第7条）。

【児童虐待の防止等に関する法律】

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 (略)

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

愛着障害・二次障害

学習指導や生徒指導上等の課題の大きい幼児児童生徒のアセスメントにおいて、愛着障害や二次障害という表現が用いられることがある。これらの厳密な定義は、専門領域により若干異なっているが、愛着障害は主として乳児期から幼少期の育てられ方に起因し、「愛着」つまり対人関係についての困難さを示すだけでなく、その後の人生における能力や意欲、病気のなりやすさなどにも影響するとされている。二次障害は、発達障害に代表されるなんらかの一次障害があり、そこに子供の特性を理解しない不適切な養育といった環境要因が加わって生じる、心理行動面などの障害をいうことが多い。

これらは、いずれも不適切な養育環境の影響が大きいということであり、児童虐待や要保護児童に該当する可能性が高いと考えられる。そればかりか、学齢となった時には、すでに不適切養育は収束している場合もあるが、子供の不適応の症状だけが残るということがあり、虐待対応は、虐待が終わればよいということではなく、虐待によって傷ついた子供には、後々まで困難がつきまとい、その支援を自立まで続けることが必要であるという視点が不可欠とされる。

～参考資料～

○「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省 令和元年5月9日）」

U R L : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm



○【学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（平成31年2月28日 関係省庁通知）】

U R L : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1410619.htm



○【児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について（平成31年2月28日 関係省庁通知）】

U R L : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414499.htm



○【「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について（平成31年2月8日 関係閣僚会議）】

U R L : <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000477987.pdf>



○児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日 関係閣僚会議）

U R L : <https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000336226.pdf>



○連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）（平成27年3月31日）

U R L : https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1360254.htm

